

パブリックコメントの回答について

「病気休暇・病気休職の制度の見直しについて」のパブリックコメント募集手続については、令和2年6月29日から令和2年7月29日まで募集し、7名から7件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

	いただいたご意見の要旨	市の考え方
1	現行のままにすべき。他の自治体と比較しても、条件が厳しすぎると思います。	病気休暇・病気休職の制度については、自治体によって条例や規則の規定が必ずしも共通しておらず、国の人事院規則等を参考にして各自治体が定めているものです。自治体がそれぞれの実情を踏まえて定めるものであることから、条件が異なってくることはやむを得ないと考えています。
2	検討が必要と考えられる病気休暇や病気休職の実例は何件程度あるのですか。	令和元年度における心身の故障による病気休職者数は12人になります。
3	受診するかどうかは個人のプライバシーの問題であり、受診命令の規定化や異なる医師による診断書を2通求めることは厳しすぎると思います。	職員の心身故障の回復の可能性及び職務遂行の可否については、医師の専門的診断がなければ判断することができません。職員本人に対して受診勧奨・命令を行うことは必要なものと考えています。医師による診断書については、1名の医師による診断書で十分判断できる場合は、1通でも可とする例外を設ける予定です。
4	心身の故障がある職員に対しては、制度の見直しをするのではなく、個別に対応することによって職場復帰を促すべきだと思います。	心身の故障が原因で病気休職となった職員に対しては、人事課に所属する保健師が中心となり、個別ケース会議等、専門医を加えた職場復帰支援を行っています。職員への個別対応をしてもなお、検討が必要と考えられる事例が生じているため、今般、制度の見直しを行うものです。
5	年齢を重ねれば病気を患い、長期の療養が必要となる職員もいるため、病気になっても働きやすい職場環境を整えるべきだと思います。	職員が病気になっても働きやすい職場環境については、健康診断やストレスチェックの実施、心身不調者へのサポート等、さまざまな方法によって、その実現に向けて取り組んでいます。
6	新型コロナウイルス感染症拡大防止における臨時休校(園)により子の世話が必要で出勤困難と認められる場合の市職員の特別休暇について、規定する必要はないのですか。	現行のまま運用可と考えていますので、規定しない予定です。
7	受診命令の規定化について、医師の診断はオンライン診療を含むと考えているのですか。	厚生労働省が認めている診療を指します。